

第508回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和6年7月2日（火）午後3時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、竹村友里、松田拓実、

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、柘植労働基準部長、中村賃金室長、
大橋賃金室長補佐、井村未払賃金調査補助員

2. 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (2) 令和6年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について
- (3) 令和6年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程について
- (4) 運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について
- (5) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

それでは、定刻になりましたので、令和6年度第1回目の奈良地方最低賃金審議会を始めます。本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。

また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、所要により伊東会長がご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【中村室長】

箸方の後任として、本年4月より賃金室長に着任しました中村でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、令和6年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。行き届かない点もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は伊東会長がご欠席されておりますので、下山会長代理、議事の進行をよろしく申し上げます。

【下山会長代理】

皆様こんにちは。大変蒸し暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。何年か前より会長代理という役を仰せつかっておりますが、本当に代理の仕事が当たりまして、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和6年度第1回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、運営規定第7条に基づき、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私のほかに、

労働者側は、伊垣（いがき）委員

使用者側は、小西（こにし）委員

をお願いいたします。

審議に進む前に、労働者側委員と事務局体制に交代があったということですので、まず、交代について事務局からご説明をお願いします。

【中村室長】

まず、労働者側委員の交代についてご説明します。

労働者側委員のうち山根（やまね）委員、水谷（みずたに）委員が退任され、新たに

伊垣 昭彦（いがき あきひこ）委員

竹村 友里（たけむら ゆり）委員

にご就任いただきました。

伊垣委員、竹村委員、一言ご挨拶をお願いします。

【伊垣委員】

初めまして、伊垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹村委員】

初めまして、竹村と申します。所属は JP 労組です。よろしくお願いいたします。

【中村室長】

それでは、令和 6 年度の事務局体制についてご案内します。

まず、労働局長の橋口でございます。

【橋口局長】

労働局長の橋口でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

【中村室長】

次に労働基準部長ですが、高木が異動となり、本年 4 月 1 日から 柘植典久（つげ のりひさ）に交代となりました。

【柘植労働基準部長】

労働基準部長の柘植です。高木の後任として 4 月 1 日に赴任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村室長】

次に賃金室長補佐の大橋です。

【大橋室長補佐】

賃金室長補佐の大橋です。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

【中村室長】

最後に、わたくし賃金室長の中村でございます。改めて、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局を代表しまして、労働局長の橋口から皆様にご挨拶を申し上げます。

【橋口局長】

皆様、改めまして、こんにちは。労働局長の橋口でございます。

本日は、大変お忙しい中、第 508 回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、令和 6 年度第 1 回目の審議会でございますので、開会に際しまして一言、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から、労働行政、とりわけ、賃金行政につきまして、多大のご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、伊垣委員、竹村委員におかれましては本審議会委員をお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてきたところでございます。

今年度につきましては、先日6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、改定の目安を諮問したところでございます。今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度の地域別最低賃金でございますが、奈良県最低賃金につきましては936円と40円の大幅な引上げとなり、また全国加重平均額の額につきましても1,004円と43円の大幅な引上げとなり、政府目標としていました全国加重平均1,000円を達成したところであります。

このような状況の中ではございますが、賃金上昇につきましては、依然、物価上昇を下回る状況が続いております。また、人口減少に伴う深刻な人手不足、資源・エネルギー価格の高騰、円安等による物価の上昇など、さまざまな情勢の変化がどのように雇用に影響を及ぼしてくるかも心配なところでございます。奈良労働局におきましても、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るために、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援、雇用維持の支援等の実施に努めているところでございます。まだまだ経済、雇用情勢につきましては先行き不透明でございます。予断を許さない状況でございます。

私ども事務局といたしましては、円滑な審議会の運営ができますよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方には、県内の経済、雇用への影響を含めて、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村室長】

事務局体制に関する説明は、以上のとおりでございます。

それでは、下山会長代理、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【下山会長代理】

それでは、議事を進行します。

議題（1）「奈良県最低賃金の改正について（諮問）」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問（しもん）をさせていただきます。

【中村室長】

奈良労働局長の橋口から下山会長代理に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長代理、橋

口局長ともに、事務局後ろに設置しております「奈良労働局のボード」の前までご移動をお願いします。

それでは、橋口局長から下山会長代理へ「諮問文」をお渡しください。

【橋口局長】

それでは、審議をいただきますようお願いいたします。

(橋口局長が下山会長代理に対し「諮問文」を手渡し、下山会長代理がこれを受領)

【中村室長】

下山会長代理、橋口局長は、自席にお戻りいただき、着席してください。

それでは、下山会長代理、議事の再開をお願いします。

【下山会長代理】

それでは、議事を再開します。

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

それでは、委員の皆様にも内容を確認していただくため、私から「諮問文」を読み上げます。

奈労発基0702第1号
令和6年7月2日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
橋口 忠

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。

以上でございます。

【下山会長代理】

ありがとうございました。

それでは、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いします。

【橋口局長】

それでは、私から諮問の趣旨をご説明いたします。

ただ今、奈良県最低賃金の改正決定について諮問をいたしましたので、その趣旨等についてご説明いたします。

今年の政府の方針といたしましては、6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」これにつきましては、机上で資料配布させていただいているところでございます。資料の方ございますでしょうか。

新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画2024改訂版、こちらの6ページの下の方から7ページにかけてご覧いただければと思います。そこに記載されておりますが、最低賃金につきましては、「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた『全国加重平均1,000円』を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされたところでございます。

一方、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業が賃上げできる環境整備が大変重要でございます。

- ・適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進
- ・業務改善助成金等による中小企業の生産性向上支援策の推進

などについて、政府全体として取り組んでまいります。

6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問がなされたところでございます。

奈良県においても、以上のことを踏まえた奈良の実情に応じた審議をお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします

【下山会長代理】

ありがとうございました。

それでは、諮問に関連する資料をあらかじめ用意してもらっていますので、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、説明させていただきます。お配りしました会議資料をご覧ください。誠に申し訳ございませんけれども、先ほど資料のNo.1、委員名簿につきまして、訂正を説明させていただいたのですけれども、私の早とちりでございます。これは第54期の委員名簿になりますので、特に訂正の必要はありませんでしたので、重ねて訂正させていただいてお詫び申し上げます。

それでは、5頁目の資料No.4から順に説明させていただきます。ご覧ください。

資料No.4は、令和6年6月に発表されました「月例経済報告（令和6年6月）」でございます。

これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づいて、毎月とりまとめているものでございます。

冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

15頁、資料No.5。こちらは2024年1月から3月期の「第175回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業施策（しさく）の企画・立案に必要な基礎資料を収集するために、四半期ごとに調査、公表をしているものでございます。対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国の約19,000社の中小企業が対象となっております。そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるように調整されているとのことでございます。

続きまして、25頁の資料No.6。こちらは近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告 令和6年4月判断」でございます。

この報告は経済指標や次の資料No.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

29頁の資料No.7。こちらは資料No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和6年4～6月期調査奈良県下の調査結果」でございます。

これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人企業（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）107社を対象に、経済の状況並びに今後の見通しに関する

る基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

次に38頁、資料No.8「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

43頁、資料No.9。こちらは「令和6年春闘要求妥結状況」でございます。この資料は、日本労働組合総連合会と日本経済団体連合会から発表されたもの、それと、奈良経済産業協会様にご協力をお願いして集計した資料をつけております。ご協力に感謝申し上げます。

51頁の資料No.10。こちらは「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の1つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。調査対象数は78,623事業所、有効回答数は55,490事業所、有効回答率70.6%であり、本概況は、有効回答数55,490事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所48,651事業所について集計したものでございます。

ご参考までに申し上げますと、67、68頁のところに、短時間労働者の賃金関係の資料が掲載されております。

次に72頁、資料No.11。こちらは「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

73頁の資料No.12は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和6年4月分）」でございます。この資料は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

83頁、資料No.13。こちらは「令和5年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。この資料は、昨年度（令和5年度）の「奈良県最低賃金」と「特定最低賃金」の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

次の84頁、資料No.14。こちらは「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去5年間の改定状況を取りまとめたものでございます。

最後に85頁の資料No.15。こちらは「令和5年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。この資料は、昨年度（令和5年度）の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。

説明は以上でございます。

【下山会長代理】

ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問等はございますか。

（質問等がないことを確認）

たいへん膨大な資料でございますので、また別途、懸念点等がございましたら個別にご相談いただければと思います。

それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。

議題（２）「令和６年度 最低賃金等の改正に関する審議 の進め方について」の審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

まず、最低賃金法第２５条第２項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。そして、同条第３項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもって組織することとされており、その委員の数は９人以内ということになっております。

また、同条第５項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くこととなっております。

以上でございます。

【下山会長代理】

ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することになっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。なお、公示期間につきましては、本日７月２日から７月１６日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出をもって行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日７月２日から７月２３日までという予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法の定めにより、意見書の他、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められる者をその会議に出席させる等によりまして、意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

【下山会長代理】

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

(質問がないことを確認)

それでは、本年度の審議会の審議の進め方について、他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

松田委員願いいたします。

【松田委員】

お疲れ様です。労働者側委員の松田と申します。

私の方からは令和6年度の奈良地方最低賃金審議会、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご提案させていただきます。

まず、最低賃金法につきましては「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的としているものであり、この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えています。

毎年の最低賃金の審議にあたっては、各委員ともに確認いただき、10月1日に発効できるよう日程調整していただいておりますが、結果として、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もあります。

しかしながら、この日程調整にあたりましては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むにあたって、打ち合わせ等ができないなどとの意見がありましたので、そこを踏まえ、最近は公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程になっているということを認識しています。

最低賃金審議会令第6条第5項につきましてはその条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の決議とすることができる」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通する時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等意思疎通も可能であります。

であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について提案させていただきます。

【下山会長代理】

ありがとうございました。

ただ今、松田委員よりご指摘がございました「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」につ

いてでございますが、まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどのようなものか、事務局から説明してください。

【中村室長】

松田委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めて最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明します。

お手元にお配りしております「令和6年度版最低賃金決定要覧」149頁の中ほどをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

この条文の趣旨としましては、最低賃金審議会の意思決定は原則として総会、総会とは本審のことですが、総会の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、総会の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とすることができる、というものです。

この条文を運用するにつきましては、本来総会の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の議決をもって代えるものであり、その運用にあたっては総会の意向と明らかに異なる議決がなされないよう慎重に運用すべきものであります。

また、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。

本条文にて「あらかじめその議決するところにより」と規定されておりますように、本条の適用には事前の議決が必要とされますが、その時期につきましては「あらかじめ」とあるように、答申までに行われればよく、例えば、当該最低賃金の決定の諮問を行う総会において行うか、専門部会の審議が相当程度進んだ後に総会を開いて行うかは自由であります。

また、専門部会で全会一致とならなかった議決については、総会で更なる審議を行う余地もあることから、この条文の運用にあたっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限るべきであり、総会での議決ではこの点を明確にしておくべきであります。

以上でございます。

【下山会長代理】

ご説明ありがとうございました。

確認といたしますか、ご存じだと思いますが、説明の中にありました「総会」というのはこの場における「本審」でございますので、この場における「会議」という意味合いでございます。

それでは、松田委員から提案のありました内容及び事務局からの説明を踏まえて、他の委員の

皆様で、ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか？

【松岡委員】

失礼いたします。使用者側委員の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今、松田委員様からご提案いただきまして、また事務局から解説いただいた件でございますが、専門部会は多少の日程の配慮をいただきながらもより良い深い意見交換をさせていただいているところではあります、本審の委員全員が出席できているわけではないということでございます。

専門部会の議決に関しても参加することができていない現状でございます、我々委員といたしましても労働局長からの委嘱を受けての最低賃金を決める審議会の場に臨んでいるわけでございますので、委員の個々の意見が尊重されない形となるのはいかななものかな、と例年お伝えさせていただいているところではございます。意思疎通を図っておりますが、専門部会におきましてもそこに同席できていない他の委員の意見を直接反映することができません。ですので、委嘱を受けた委員が本審の場において表明することが非常に重要であると考えておりますので、この6条5項の適用に関しましては必要ないと考えているところでございます。

以上でございます。

【下山会長代理】

ありがとうございました。

今の松岡委員のご指摘、ご意見を受けて、労働者側委員いかがでしょうか。

【松田委員】

松田です。

本審委員の皆様の意見が反映されないというところがあったと思いますが、代表で公労使それぞれ3名が選ばれて専門部会の審議にあたっていますので、また、第6条5項につきましては全会一致ということで適用される条文ですので、仮に使用者側委員の意思疎通が十分でないといった場合、全会一致という状況にはなり得ないかなと思いますので、全会一致になった時に適用される条文としましては議会の効率化という部分でも導入を検討していただければと思っております。

【松岡委員】

ありがとうございます。

大変申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、同席していないということで意思疎通を十分図ってあったとしても、正式な意思表示を行う機会が担保されていないというところに変わりはないのかなと思っております。

最終決定というところで審議会という場で決議を採った方が形式的には非常によろしいのかなと思っておりますので、各委員の意思表示をする場としては本審の場が必要だと考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

【下山会長代理】

はい、いかがでしょうか。労働者側委員。

【松田委員】

本審の場での意思表示が必要ということですが、仮に本審を欠席される場合もございまして、人数が全員揃わないという状況でも開催はされるわけでありまして、そういった場合につきましても決議は進んでいきますし、そこで全員が意思表示できることが重要であるとされるならば、その欠席というものの扱いもどうかなというように考えております。

【下山会長代理】

使用側お願いします。

【松岡委員】

当日やむを得ない事情で欠席ということももちろんあると思います。ただ、出席している委員の中で、本審の場という中で、当日、専門部会以外の委員の方が出席した場合のご意見を尊重するには必要などころではないかな、と思っているところでございます。

【下山会長代理】

はい、なんとなく議論が進みそうな気もしなくはないですけどもですね、本年度の段階におきましては、この場において全会一致となりませんでしたので、申し訳ございませんが、松田委員からご提案がありました「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」ですが、本年度は、この適用を見送ることといたします。ただ、ご意見の中でも一部、昨年度と比べまして進んだ部分がございますので、また継続して本審議会で検討していければな、と思います。

ありがとうございました。

【下山会長代理】

次に、

議題（3）「令和6年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

昨年度、令和5年度の審議会の審議経過については、会議資料85頁の資料No.15をご覧ください。大変恐縮ですが、時間的制約もございまして、読み上げの説明は省略させていただきます。

ます。

本年度の審議日程（案）をご説明いたします。

机上配布をしております、「令和6年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【7～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

都道府県最低賃金に関しまして、厚生労働省では、毎年10月1日の発効を目標としているところでございます。昨年度の奈良県最低賃金の発効日は、委員の皆様のご協力もあり、10月1日とすることができました。

今年度も委員の皆様のご予定を確認し、できる限り早い発効日を模索した結果、お示しの（案）を作成した次第でございます。なお、発効日は10月1日予定となっております。

これらの案における具体的なスケジュールをご説明いたします。

8月5日にご答申をいただき、同日から8月20日までを異議申出期間とし、この間に異議の申出がなされましたら、異議審議を8月21日に開催してご審議いただくこととし、そして、当日にご答申をいただくことができましたら、官報公示の経路を経て、10月1日の発効予定となります。

なお、9月以降の審議日程につきましては、運営小委員会における議論、つまり、特定最低賃金の改定の必要性に関する議論を踏まえて、必要となりましたら後日に改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、その際にご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

【下山会長代理】

ありがとうございました。

それでは、本審の第2回と第3回の日程について、何かご意見はございますか。

（意見がないことを確認）

それでは、第2回本審は7月29日月曜日午後1時15分から、第3回本審は8月5日月曜日午後1時30分からそれぞれ開催としますので、日程の確保にご協力をお願いいたします。

第4回本審は、異議申出の有無によって開催の有無が変わりますので、異議申出があれば改めてご連絡しますが、とりあえずは8月21日水曜日午前10時から開催としますので、日程の確保にご協力をお願いいたします。

【下山会長代理】

次に、

議題（4）「運営小委員会の設置、委員の選出及び委員の指名について」

の審議に入ります。

では、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明します。

奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条では、「会長は、審議会の議決により、特定の事案に

ついて事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定しております。

これまで、本審議会では、特定最低賃金改定の必要性につきまして、運営小委員会を設置してご審議いただいております。

また、運営小委員会の委員の人数は、最低賃金審議会令第6条で、9人以内と規定されていることから、公・労・使各3名の合計9名となっております。

以上でございます。

【下山会長代理】

ただ今、事務局から説明がありましたように、本審議会では、特定最低賃金の改正の必要性については、従来から運営小委員会を設置し、審議してまいりました。

そして、この審議結果を報告書として取りまとめ、本審に報告しておりました。

本年度につきましても、これまでどおりの取扱いとすることによろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、本年度も運営小委員会を設置し、運営小委員会にて「特定最低賃金の改正について必要性の有無」を審議し、審議結果を報告書に取りまとめることとします。

次に、運営小委員会の人数ですが、これまでどおり公・労・使各3名ということで、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

異議がなさそうですので、これまでどおり公・労・使各3名といたします。

【下山会長代理】

運営小委員会の委員は、奈良地方最低賃金審議会運営規程の第3条で、「会長が指名する」ことになっております。会長が指名する前に、まずは労働者側委員、使用者側委員それぞれからご推薦をいただきたいと思います。

まず、労働者側委員はいかがでしょうか。

【松田委員】

労働者側委員からは私、松田と河本委員、また、連合奈良の事務局長の本村（秀史）さん、本村事務局長にお願いしたいと思っております。

【下山会長代理】

はい、わかりました。

次に使用者側委員はいかがでしょうか。

【松岡委員】

失礼いたします。

運営小委員会使用者側委員としましては、当麻委員、西田委員、そして奈良経済産業協会の上村がさせていただく形でお願いできればな、と思っております。

以上でございます。

【下山会長代理】

ありがとうございます。

それではご意見をまとめますと、公益委員の方は会長から承っている形ですので説明していきますと、公益委員からは、

伊東 眞一（いとう しんいち）会長

福井 麻起子（ふくい まきこ）委員

下山 朗（しもやま あきら）

でございます。

労働者側委員は、順不同としますけれども、

松田 拓実（まつだ たくみ）委員

河本 章吾（かわもと しょうご）委員

本村 秀史（もとむら ひでふみ）委員

使用者側委員は、

当麻 和重（とうま かずしげ）委員

西田 雅彦（にしだ まさひこ）委員

上村 賢司（うえむら けんじ）委員

でよろしくお願いいいたします。

ということで、運営小委員会の委員として各推薦を賜りながらという形で指名したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議がないことを確認）

それでは、ただ今指名した9名の委員の皆様、運営小委員会での審議をよろしくお願いいいたします。

事務局、運営小委員会の日程についてよろしくお願いいいたします。

【中村室長】

先ほどの日程のところでご覧いただきました机上配布資料の「令和6年度 奈良地方最低賃金審議会日程~~（案）~~【7～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

先走った記載で大変失礼いたしました。よろしければ、8月7日水曜日13時30分開始でお願いしたいと思います。

【下山会長代理】

わかりました。

運営小委員会を8月7日水曜日13時30分開始でお願いしたいということですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。いない方もいらっしゃるのですけれども、委員の皆様もよろしくお願いいいたします。

【下山会長代理】

それでは、運営小委員会は、

8月7日 水曜日 13時30分開始

ということで、先ほどの9名の委員の皆様方には、日程確保をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題となりますが、
議題（5）「その他」
でございます。事務局からご説明お願いいたします。

【中村室長】

事務局からはございません。

【下山会長代理】

わかりました。

それでは次回日程の確認ですけれども、次回は、7月29日月曜日13時15分、午後1時15分開始ですので、よろしくお願いいたします。

審議内容は、「中賃の目安報告、専門部会委員の任命報告、関係労使からの意見聴取」等を予定しています。

なお、次回の審議会は、本日と同様に公開審議といたします。

以上でございます。

それでは、本日の審議会を終了します。

皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。